

協 定 書

窓口業務の市民満足度および
生産性向上における連携協定

令和5年2月6日

石狩市

石狩市長

加藤 龍幸

株式会社スタディスト

代表取締役

鈴木 悟史

石狩市と株式会社スタディストとの窓口業務の市民満足度 および生産性向上における連携協定書

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社スタディスト（以下「乙」という。）は、相互の連携、協働により、窓口業務の生産性向上および、市民満足度の向上に寄与するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の資源を生かし、行政サービスの分野で連携・協働することにより、窓口業務の生産性向上及び、市民満足度の向上に寄与することを目的とする。

（連携・協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協働する。

- （1）窓口業務の生産性向上に関する事項
- （2）市民満足度の向上に関する事項
- （3）業務マニュアルによる生産性向上に関する事項
- （4）その他、目的を達成するために必要な事項

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密情報のうち、相手方により書面若しくは電磁的方法において秘密である旨明示（「秘」「Confidential」等の記載をした場合を含むが、これらに限定されない。）されたものを、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示してはならない。本条の義務は、本協定が終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（協定の見直し等）

第6条 甲乙いずれかが、本協定の内容の変更又は、解除を申し出たときは、その都度協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は、本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、

甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月6日

甲：北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 加藤 龍幸

乙：東京都千代田区神田錦町1-6 住友商事錦町ビル9F
株式会社スタディスト
代表取締役 鈴木 悟史



studist